

山梨県公報

第千六百四十五号

平成十八年

三月二日

木曜日

目次

収去飼料の試験結果の概要	一一一
道路の路線名の変更	一一四
道路の区域変更	一一四
道路の供用開始(二件)	一一四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	一一五
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	一一五
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一二五
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	一二六
平成十八年度前期技能検定の実施	一三四
平成十八年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施	一三七
車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定	一三八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一三八

告示

山梨県告示第百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十七年十一月及び平成十八年一月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

製造事業場所等の名称及び所在地		収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要						
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
富士飼料(株) 山梨県北杜市白州町鳥原		同上	ウイスキー粕(麦芽糖化粕)	一七・ 一一	二八・四	一一・七	一二・二	三・七	〇・二〇	〇・五二	
(株) テンヨ武田 甲府南工場 山梨県東八代郡豊富村高部		同上	醤油粕	一七・ 一一	二六・三	一〇・五	一一・〇	一一・四	〇・三〇	〇・一三	
同右		同上	だし粕(魚粉)	一七・ 一一	八二・四	六・七	〇・三	五・〇	〇・七〇	〇・六九	
同右	ジェイエイ東海くみあい飼料(株) 清水飼料工場 静岡県静岡市清水区清開	山梨県南アルプス市下高砂 J A東海くみあい飼料 (株) 山梨営業所	幼令肉用牛育成・肉用牛 肥育用配合飼料 子牛育成用はぐくみ	一七・ 一一	一六・七	三・三	五・七	五・五	〇・七八	〇・五五	
同右		同右	乳用牛飼育用配合飼料 静香フレーク	一七・ 一一	一六・八	五・〇	五・四	五・四	〇・七五	〇・五九	
同右		同右	プロイラー肥育後期用 配合飼料 I P甲斐プロイラー仕上	一七・ 一一	一八・三	七・五	二・五	五・三	〇・九九	〇・六二	
同右		同右	種豚飼育用配合飼料 強健ブリード73フレーク	一七・ 一一	一五・三	四・九	三・八	七・一	〇・九一	〇・七八	
(株) ジャパンフィード 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	山梨県甲府市国母 飯島産業(株) 国母営業所	種豚飼育用配合飼料 ブリードS	一七・ 一一	一五・六	四・一	三・七	五・一	〇・九六	〇・四九		
(株) はくばく 南湖工場 山梨県南アルプス市東南湖	同上	とうもろこし圧片	一八・ 一一	七・三	二・八	一・九	〇・七	〇・〇一	〇・一七		
協同飼料(株) 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	山梨県西八代都市川三郷町 市川大門 (有) 村松飼料山梨ウエル	乳用牛飼育用配合飼料 あんぶす inファーム	一八・ 一一	一六・五	四・三	一〇・八	五・三	〇・七六	〇・四二		

栄養成分に関する検査

協同飼料（株） 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	山梨県西八代郡市川三郷町 市川大門 （有）村松飼料山梨ウエル	肉豚肥育用配合飼料 あじわいぼく仕上用	一八・	一二・六	二・九	二・七	三・七	〇・七五	〇・三八	
------------------------------	--------------------------------------	------------------------	-----	------	-----	-----	-----	------	------	--

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

山梨県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

路線番号	新旧の別		道路の種類	路線名	備考
	新	旧			
308	新	旧	県道	鶯宿上曾根線	
	旧	新			
34	新	旧	県道	鶯宿中道線	
	旧	新			
29	新	旧	県道	白井甲州線	
	旧	新			
21	新	旧	県道	中道塩山線	
	旧	新			
	新	旧	県道	甲府中央右左口線	
	旧	新			
	新	旧	県道	甲府玉穂中道線	
	旧	新			
	新	旧	県道	河口湖精進線	
	旧	新			
	新	旧	県道	河口湖上九一色線	
	旧	新			

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古閑割子線
- 三 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）

南巨摩郡身延町大字瀬戸字白子一五四番の一地先から
南巨摩郡身延町大字芝草字戸坂一七六番の二地先まで

新		旧
九・六〇	四・五〇	四・五〇
三〇・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇
	三八五・〇〇	三八五・〇〇
	四〇〇・〇〇	

山梨県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	塩山勝沼線	甲州市大字塩山牛輿字柚木一七四六番地先から 甲州市大字塩山牛輿字ズイホウ一七五八番の一地先まで		九七・〇〇	平成十八年三月二日

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日

県道	高畑谷村停車場線	都留市大字大幡字馬塚二二二三番の五地先から都留市大字大幡字馬塚二二二三番の一地先まで	二二三・〇	平成十八年三月二日
----	----------	--	-------	-----------

山梨県告示第百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
ハツ沢	一	上野原市	ハツ沢	堂尾根	六五五 一
	二	同	同	同	五三〇
	三	同	同	同	五三〇
	四	同	同	同	五三〇 二番 地先道路敷
	五	同	同	同	同
	六	同	同	同	同
	七	同	同	同	同
	八	同	同	同	同
	九	同	同	同	同
	十	同	同	同	同
	十一	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同
	十三	同	同	同	同
	十四	同	同	同	同
	十五	同	同	同	同
	十六	同	同	同	同
	十七	同	同	同	同
	十八	同	同	同	同
	十九	同	同	同	同

二二四	同	同	同	同
二二三	同	同	同	同
二二二	同	同	同	同
二二一	同	同	同	同
二二〇	同	同	同	同
二一九	同	同	同	同
二一八	同	同	同	同
二一七	同	同	同	同
二一六	同	同	同	同
二一五	同	同	同	同
二一四	同	同	同	同

山梨県告示第百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田五二七番四
- 二 道路の幅員
四・八五メートル
- 三 道路の延長
三四・〇〇メートル

山梨県告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南都留郡富士河口湖町船津字馬込四三三七番四及び四三三八番四
- 二 道路の幅員
最大六・〇四メートル 最小六・〇二メートル
- 三 道路の延長
四〇・八五メートル

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十八年二月六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 消費生活協議会
 - 2 代表者の氏名 手塚祐輔
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市西野四番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、消費者及び事業者に対して、消費者の利益の擁護に関する事業を行い、消費者の自立を促し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年二月七日から十八年四月六日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者として指定した。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
グループホームわがや	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一五〇五	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日
境川歯科診療所	東八代郡境川村石橋二二〇七番地一	一九三〇五〇〇六四八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年四月一日
短期入所生活介護事業所フ	甲府市丸の内二丁目一七番	一九七〇二〇一四八九	短期入所生活介護	平成十六年四月一日

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
ライト	一号			
ショートステイわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一四九七	短期入所生活介護	平成十六年四月一日
指定介護療養型医療施設ほくと診療所	北巨摩郡明野村上手五二一番地	一九七二〇〇〇三〇〇	短期入所療養介護	平成十六年四月一日
アルファケア北甲府介護施設	甲府市山宮町七〇三番地一	一九七〇二〇一三五六	通所介護	平成十六年四月一日
よりあいどころわかまつ	甲府市若松町六番地三五	一九七〇二〇一四六三	通所介護	平成十六年四月一日
アミーユ山梨	山梨市上石森一九四番地	一九七二〇〇一〇一七	特定施設	平成十六年四月一日
アイリスケアセンター富士吉田	富士吉田市上吉田三枚畠六五三七番地	一九七二〇〇〇〇五八	福祉用具貸与	平成十六年四月一日
境川歯科診療所	東八代郡境川村石橋二二〇七番地一	一九三〇五〇〇六四八	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十六年四月一日
南部町社会福祉協議会訪問介護事業所	南巨摩郡南部町内船八八一二番地	一九七〇七〇〇五二〇	訪問介護	平成十六年四月一日
境川歯科診療所	東八代郡境川村石橋二二〇七番地一	一九三〇五〇〇六四八	訪問看護（みなし）	平成十六年四月一日
にしおか内科クリニックR	甲府市和戸町六七九番地	一九一〇一〇四九九九	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年四月五日

医療法人緑栄会オーラルケアクリニック	甲府市古上条町二番地二 MCビル二〇一	一九七〇二〇一四五五	居宅療養管理指導	平成十六年四月五日
(有)真栄自動車工業	富士吉田市下吉田一六七八番地	一九七二二〇〇二七二	福祉用具貸与	平成十六年四月五日
橋田耳鼻咽喉科医院	甲府市中央二丁目二番二八号	一九一〇二〇五〇〇四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
坂の上クリニック	山梨市東後屋敷九八六番地八	一九一〇二〇〇五四〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
境川診療所	東八代郡境川村石橋二二〇七番地一	一九一〇五〇〇八六五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
下部町菅古閑診療所	西八代郡下部町古閑二四三七番地	一九一〇六一〇五七三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
細田眼科医院	中巨摩郡敷島町長塚一二番地一	一九一〇八〇二一三九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
医療法人社団信恵会羽田レディースクリニック	富士吉田市上吉田六丁目一〇番一四号	一九一〇二二一〇二五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
フジ河口湖ク	南都留郡富士	一九一〇三〇〇	居宅療養管理指	平成十六年四月

リニック	河口湖町船津字桜休場六八八七番地	七〇三	導(みなし)	二十日
医療法人輝はやかわ歯科医院	山梨市三ヶ所七八七番地三	一九三〇二二〇三一一三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
若月歯科医院	東山梨郡牧丘町窪平一二六番地二	一九三〇四〇〇二四五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
高原デンタルクリニック	都留市下谷三丁目四番一七号	一九三一一〇〇三六四	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
ふじ薬局甲府和戸店	甲府市和戸町六八五番三号	一九四〇一一三〇九三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
街の薬局いちかわ	西八代郡市川大門町五九三番地二	一九四〇六〇〇一九八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
六郷調剤薬局	西八代郡六郷町岩間二二六番地一	一九四〇六一〇二〇五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
株式会社オーストラッグスリバーサイド南店	中巨摩郡田富町山之神二一八三番地五二	一九四〇八一二二四一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
有限会社中沢薬局敷島店	中巨摩郡敷島町長塚一三番地六	一九四〇八一二二五八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年四月二十日
橋田耳鼻咽喉	甲府市中央二	一九一〇一〇五	訪問リハビリテ	平成十六年四月

科医院	坂の上クリニツク	境川診療所	下部町菅古関診療所	細田眼科医院	医療法人社団 信恵会羽田レディースクリニツク	フジ河口湖クリニツク	医療法人輝はやかわ歯科医院	若月歯科医院
丁目一二番一八号	山梨市東後屋敷九八六番地八	東八代郡境川村石橋二二〇七番地一	西八代郡下部町古関二四三七番地	中巨摩郡敷島町長塚一二番地一	富士吉田市上吉田六丁目一〇番一四号	南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八八七番地	山梨市三ヶ所七八七番地三	東山梨郡牧丘町窪平一二六番地二
〇〇四	一九一〇二〇〇五四〇	一九一〇五〇〇八六五	一九一〇六一〇五七三	一九一〇八〇二一三九	一九一〇二二一〇二五	一九一〇三〇〇七〇三	一九三〇二二〇三一一三	一九三〇四〇〇二四五
イシヨン(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問リハビリテーション(みな)シ)
平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日

高原デンタルクリニツク	橋田耳鼻咽喉科医院	坂の上クリニツク	境川診療所	下部町菅古関診療所	細田眼科医院	医療法人社団 信恵会羽田レディースクリニツク	フジ河口湖クリニツク	医療法人輝はやかわ歯科医院
都留市下谷三丁目四番一七号	甲府市中央二丁目二番二八号	山梨市東後屋敷九八六番地八	東八代郡境川村石橋二二〇七番地一	西八代郡下部町古関二四三七番地	中巨摩郡敷島町長塚一二番地一	富士吉田市上吉田六丁目一〇番一四号	南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八八七番地	山梨市三ヶ所七八七番地三
一九三一一〇〇三六四	一九一〇一〇五〇〇四	一九一〇二〇〇五四〇	一九一〇五〇〇八六五	一九一〇六一〇五七三	一九一〇八〇二一三九	一九一〇二二一〇二五	一九一〇三〇〇七〇三	一九三〇二二〇三一一三
訪問リハビリテーション(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)	訪問看護(みな)シ)
平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十日

若月歯科医院	東山梨郡牧丘町窪平一二六番地二	一九三〇四〇〇 二四五	訪問看護（みなし）	平成十六年四月二十日
高原デンタルクリニック	都留市下谷三丁目四番一七号	一九三二一〇〇 三六四	訪問看護（みなし）	平成十六年四月二十日
田富荘北デイサービスセンター	中巨摩郡田富町山之神九一二番地	一九七〇八〇〇 八九〇	通所介護	平成十六年四月二十二日
株式会社介護センター花岡 葎崎店	葎崎市藤井町駒井二六五八番地一	一九七〇九〇〇 一三八	福祉用具貸与	平成十六年四月二十四日
甲府ケアセンターそよ風	甲府市富竹三丁目三番五号	一九七〇二〇一 五五四	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年五月一日
愛の家グループホーム山梨小原西	山梨市小原西六四一番地七	一九七〇二〇〇 一二五	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年五月一日
中央医院	富士吉田市下吉田一七二五番地	一九一二二〇一 〇三四	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年五月一日
シヨートステイあかし	甲府市上町二四七三番地	一九七〇二〇一 一六六	短期入所生活介護	平成十六年五月一日
みのりの里介護老人保健施設旭ヶ丘	北都留郡上野原町上野原七八〇六番地	一九五二五八〇 〇〇八	短期入所療養介護	平成十六年五月一日
みのりの里介護老人保健施設旭ヶ丘	北都留郡上野原町上野原七八〇六番地	一九五二五八〇 〇〇八	通所リハビリテーション	平成十六年五月一日

総合福祉ツクイ甲府中央デイサービスセンター	甲府市中央四丁目二番四号	一九七〇二〇一 五六二	通所介護	平成十六年五月一日
甲府ケアセンターそよ風	甲府市富竹三丁目三番五号	一九七〇二〇一 五五四	通所介護	平成十六年五月一日
デイサービスセンター志仁也	大月市初狩町下初狩四一四六番地一〇	一九七二四〇〇 二四五	通所介護	平成十六年五月一日
総合福祉ツクイ都留	都留市四日市場一〇五二番地二	一九七二一〇〇 一六七	通所介護	平成十六年五月一日
中央医院	富士吉田市下吉田一七二五番地	一九一二二〇一 〇三四	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十六年五月一日
ヘルパーステーション青い鳥	甲府市下飯田一丁目五番一〇号	一九七〇二〇一 五二一	訪問介護	平成十六年五月一日
有限会社さわやか介護	甲府市和戸町二九番地一	一九七〇二〇一 五三九	訪問介護	平成十六年五月一日
訪問介護事業所思いやり	都留市井倉二九四番地五	一九七二一〇〇 一三四	訪問介護	平成十六年五月一日
中央医院	富士吉田市下吉田一七二五番地	一九一二二〇一 〇三四	訪問看護（みなし）	平成十六年五月一日
社団法人山梨県薬剤師会会営調剤薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二七番地二二	一九四〇八一 二六六	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年五月六日

フーメン薬局	南都留郡富士河口湖町船津字堀休場二二一一番地四	一九四二三二〇 三〇〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月六日
介護老人保健施設山中湖あんの森	南都留郡山中湖村山中一〇六九番地三	一九五二三八〇 〇一一	短期入所療養介護	平成十六年五月六日
介護老人保健施設山中湖あんの森	南都留郡山中湖村山中一〇六九番地三	一九五二三八〇 〇一一	通所リハビリテーション	平成十六年五月六日
ひらの薬局	南都留郡山中湖村平野一三番地	一九四二三〇〇 三一九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月十七日
西井クリニック	北都留郡上野原町上野原七二九番地一	一九二一五〇〇 六八二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月二十日
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口三丁目一番二号	一九四〇一一三 一〇一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年五月二十四日
藤井平皮膚科	韮崎市藤井町坂井三二〇番地一	一九一〇九〇〇 六二八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年六月一日
メイプル薬局	韮崎市藤井町坂井三二〇番地六	一九四〇九一〇 二二七	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年六月一日
ホクト薬局	北巨摩郡須玉町藤田七五八番地	一九四一〇一〇 二七二	居宅療養管理指導(みなし)	平成十六年六月一日
サンクル石	東八代郡石和	一九七〇五〇〇	短期入所生活介護	平成十六年六月一日

和介護施設	町松本四一六番地一	六八〇	護	一日
南アルプス市ヨートステイ紅葉	南アルプス市荊沢二七八番地	一九七二六〇〇 二七三	短期入所生活介護	平成十六年六月一日
ツル虎ノ門外科リハビリテーションセンター	都留市四日市場一八八番地	一九一一一〇〇 四七四	通所リハビリテーション	平成十六年六月一日
サンクル石和介護施設	東八代郡石和町松本四一六番地一	一九七〇五〇〇 六八〇	通所介護	平成十六年六月一日
小規模デイサービス赤とんぼ	南アルプス市上宮地一七三番地	一九七二六〇〇 二六五	通所介護	平成十六年六月一日
有限会社こすもす通所介護事業所	韮崎市藤井町北下條二〇〇三番地四	一九七〇九〇〇 一四六	通所介護	平成十六年六月一日
スリーケア・デイサービスセンター	北巨摩郡須玉町若神子字妙円寺前七五三番地九	一九七二〇〇〇 三二六	通所介護	平成十六年六月一日
藤井平皮膚科	韮崎市藤井町坂井三二〇番地一	一九一〇九〇〇 六二八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年六月一日
ケアセンターなごみ	甲府市富士見二丁目八番一七号	一九七〇一〇一 五七〇	訪問介護	平成十六年六月一日

藤井平皮膚科	荏崎市藤井町 坂井三二〇番 地一	一九一〇九〇〇 六二八	訪問看護（みなし）	平成十六年六月一日
村松歯科医院	甲府市湯田一 丁目一四番八 号	一九三〇二〇三 二二〇	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年六月十六日
村松歯科医院	甲府市湯田一 丁目一四番八 号	一九三〇二〇三 二二〇	訪問リハビリテ ーション（みなし）	平成十六年六月十六日
村松歯科医院	甲府市湯田一 丁目一四番八 号	一九三〇二〇三 二二〇	訪問看護（みなし）	平成十六年六月十六日
愛の家グループホーム甲府後屋	甲府市後屋町 九七番地一	一九七〇二〇一 六〇四	痴呆対応型共同 生活介護	平成十六年七月一日
峡西中央クリニク	南アルプス市 西南湖三二番 地	一九一六〇〇〇 三四八	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年七月一日
前嶋歯科医院	東山梨郡牧丘 町窪平六九番 地	一九三〇四〇〇 二二七	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年七月一日
みさき薬局北口	甲府市北口一 丁目一番三号 ワンストップ 一F	一九四〇一一三 一一九	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年七月一日
福島屋薬局	山梨市小原西 七四二番地	一九四〇二〇〇 三六一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年七月一日
あけぼのデイ	甲府市堀之内	一九七〇二〇一	通所介護	平成十六年七月

サービセンター	町八番地一	五八八		一日
峡西中央クリニク	南アルプス市 西南湖三二番 地	一九一六〇〇 三四八	訪問リハビリテ ーション（みなし）	平成十六年七月一日
みどり	甲府市宝一丁 目四番三三三 号	一九七〇一〇一 五九六	訪問介護	平成十六年七月一日
有限会社大月タクシー福祉支援事業部	大月市猿橋町 猿橋二二〇〇 番地二	一九七二四〇〇 二五二	訪問介護	平成十六年七月一日
峡西中央クリニク	南アルプス市 西南湖三二番 地	一九一六〇〇 三四八	訪問看護（みなし）	平成十六年七月一日
おの整形外科クリニク	東八代郡石和 町松本一〇六 〇番地	一九一〇五〇〇 八七三	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年七月五日
セキテイ調剤薬局石和店	東八代郡石和 町松本一〇六 〇番地	一九四〇五一〇 三五五	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十六年七月五日
おの整形外科クリニク	東八代郡石和 町松本一〇六 〇番地	一九一〇五〇〇 八七三	訪問リハビリテ ーション（みなし）	平成十六年七月五日
おの整形外科クリニク	東八代郡石和 町松本一〇六 〇番地	一九一〇五〇〇 八七三	訪問看護（みなし）	平成十六年七月五日
グループホームめぐみSINCE200	中巨摩郡竜王 町竜王六四四 番地五	一九七〇八〇〇 一八九	痴呆対応型共同 生活介護	平成十六年七月十四日

4	グループホームあんず	南都留郡山中湖村山中一〇六九番地三	一九七二—三〇〇三—三五三	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年七月二十日
	有限会社中沢薬局御坂店	東八代郡御坂町夏目原七四九番地	一九四〇—五一〇三—三六三	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年七月二十日
	モアライフ葦崎	葦崎市龍岡町下條南割一九二番地三	一九七〇—九〇〇一—五三三	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年七月二十一日
	「MEGUMI」訪問介護サービスセンター	甲府市中央二丁目五番一六号	一九七〇—二〇一六—二〇〇	訪問介護	平成十六年八月一日
	三光堂ヘルパーステーション	西八代郡市川大門町二二八八番地	一九七〇—六〇〇〇—二二七	訪問介護	平成十六年八月一日
	クスリのサンロード薬局河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津六四四番地	一九四二—三二〇三—三二六	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年八月二日
	デイサービスセンター「笑くぼ」	甲府市朝気三丁目一五番二一号	一九七〇—二〇一六—二二	通所介護	平成十六年八月二日
	ありす薬局	北都留郡上野原町上野原六九一番地一	一九四二—五〇〇一—九九九	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年八月十六日
	アトム薬局 沢店	南アルプス市鮎沢二二七〇	一九四二—六一〇四—六六九	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年八月二十三日

	宅所（デイサービス）みいんなあつまれ	北巨摩郡双葉町今井二四七二番地二	一九七二—〇〇〇三—三四	通所介護	平成十六年八月二十六日
	医療法人仁明会ながまつ医院	甲府市宮原町八八番地一	一九一〇—二一五〇—一一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年九月一日
	若尾歯科医院	西八代郡下部町三沢五九〇六番地	一九三〇—七〇〇五—六〇〇	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年九月一日
	サンロード調剤	甲府市朝日二丁目一三番九号	一九四〇—二一三二—二七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年九月一日
	薬局明野	葦崎市中田町小田川一四一六番地三	一九四〇—九二〇二—二二五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十六年九月一日
	甲斐市社会福祉協議会通所介護事業所	甲斐市西八幡三〇一八番地一	一九七二—七〇〇〇—二四	通所介護	平成十六年九月一日
	富士の見える家	甲府市羽黒町一五五五番地二	一九七〇—二〇一六—三八	通所介護	平成十六年九月一日
	デイサービスセンター「こみやま」	甲府市荒川一丁目八番二一号	一九七〇—二〇一六—五三三	通所介護	平成十六年九月一日
	デイサービスセンター「きぼ」	甲府市中央二丁目一〇番八	一九七〇—二〇一六—四六六	通所介護	平成十六年九月一日

川	クリスタル介護センター貢	甲府市貢川本町八番地三八	一九七〇二〇一六七九	訪問介護	平成十六年九月一日
所	甲斐市社会福祉協議会双葉訪問介護事業	甲斐市龍地六五三六番地一	一九七二七〇〇〇四〇	訪問介護	平成十六年九月一日
ン	赤坂台訪問看護ステーション	甲斐市竜王新町二一五〇番地	一九六一七九〇〇一九	訪問介護	平成十六年九月一日
ヨ	しらゆり訪問看護ステーション	甲斐市万才二八七番地七	一九六一七九〇〇〇一	訪問介護	平成十六年九月一日
所	甲斐市社会福祉協議会敷島訪問介護事業	甲斐市島上条三一六三番地敷島保健福祉センター内	一九七二七〇〇〇三二	訪問介護	平成十六年九月一日
所	甲斐市社会福祉協議会竜王訪問介護事業	甲斐市西八幡三〇一八番地一	一九七二七〇〇〇二四	訪問介護	平成十六年九月一日
院	医療法人仁明会ながまつ医院	甲府市宮原町八八番地一	一九二〇二一五〇一一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十六年九月一日
郷	デイサービスセンター水の郷	西八代都市川大門町高田九番地一	一九七〇六〇〇二六六	通所介護	平成十六年九月一日
う					

府	クリスタル介護センター甲府	甲府市千塚二丁目五番一七号	一九七〇二〇一六六一	訪問介護	平成十六年九月一日
お	訪問介護えが	甲府市中央二丁目一番一〇号	一九七〇二〇一六八七	訪問介護	平成十六年九月一日
院	医療法人仁明会ながまつ医院	甲府市宮原町八八番地一	一九二〇二一五〇一一	訪問看護(みなし)	平成十六年九月一日
ヨ	しらゆり訪問看護ステーション	甲斐市万才二八七番地七	一九六一七九〇〇〇一	訪問看護	平成十六年九月一日
ン	赤坂台訪問看護ステーション	甲斐市竜王新町二一五〇番地	一九六一七九〇〇一九	訪問看護	平成十六年九月一日
あい	訪問看護ステーションふれあい	甲斐市竜王新町一四四〇番地	一九六一七九〇〇二七	訪問看護	平成十六年九月一日
やすらぎ	敷島訪問看護ステーション	甲斐市中下条九二〇番地一	一九六一七九〇〇三五	訪問看護	平成十六年九月一日
シヨ	ひかりの里訪問看護ステーション	甲斐市宇津谷一一〇三番地	一九六一七九〇〇四三	訪問看護	平成十六年九月一日
シヨ	ひかりの里訪問看護ステーション	甲斐市宇津谷一一〇三番地	一九六一七九〇〇四三	訪問入浴	平成十六年九月一日
久那士診療所	南巨摩郡身延		一九一〇七一一	居宅療養管理指	平成十六年九月一日

身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所	身延町国民健康保険大須成診療所
南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地	南巨摩郡身延町大塩一四八番地
一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一	一九一〇七一
訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）	訪問介護（みなし）
平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月

ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション
町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地	町切石一七番地
五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七	五八七
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月	平成十六年九月

●平成十八年度前期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成十八年三月二日

一 実施職種
山梨県知事 山 本 栄 彦

- 1 一級及び二級
園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、中ぐり盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及び数値制御工作機械加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、シグ中ぐり盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、放電加工、金

属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、切削工具研削（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、工作機械用切削工具研削法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、工作機械用切削工具研削作業に限る。）、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立法、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立法、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作作業に限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、塗装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級
園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

3 単一等級
コンクリート積みブロック施工及び路面標示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ工事作業に限る。）、試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日
平成十八年六月十二日（月）から同年九月十日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所
別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表
平成十八年六月五日（月）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種	実施期日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成十八年七月三十日（日）
1 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成十八年八月二十日（日）
2 単一等級 コンクリート積みブロック施工	
3 三級 金属熱処理	
一級及び二級 園芸装飾、機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成十八年八月二十七日（日）

一級、二級及び三級 写真	平成十八年八月三十日(水)
1 一級及び二級 放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、塗装及びフラワー装飾	平成十八年九月三日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(-) 技能検定受検申請書

(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(-) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、塗装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五千七百円
婦人子供服製造	一万三千元

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五百円

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十八年四月四日(火)から同月十四日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に、「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成十八年八月二十八日(月)(金属熱処理及び写真を除く

三級職種）、平成十八年十月三日（火）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成十八年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十八年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十八年三月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 三級

さく井、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、配電盤・制御盤組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、建築大工、とび、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工及び塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）

(二) 基礎一級及び基礎二級

鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、配電盤・制御盤組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、熱絶縁施工、表装及び塗装

2 受検資格

1 に掲げる三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
 試験手数料
 (一) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、熱絶縁施工、表装及び塗装 機械検査及び婦人子供服製造	一万五千七百円 一万三千円

- (二) 学科試験
 三千百円
 3 手数料の納付方法
 実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下、「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。
 4 受付期間
 随時
 5 提出先
 甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)
 6 その他
 (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたもの)を同封すること。

- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

- 五 合格発表等
 1 合格者の発表
 合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。
 2 合格証書等の交付
 合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。
 六 その他
 技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

- 車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定
 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。
 平成十八年三月二日

- 一 指定する道路の路線名及び区間
 山梨県知事 山 本 栄 彦

路 線 名	区 間
県道甲府南アルプス線	山梨県甲府市上石田一丁目四三〇番の三地先から 山梨県甲斐市大字西八幡字西冷間二三四番の一地先まで

- 二 指定する期日 平成十八年四月一日

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十八年三月二日
 山梨県知事 山 本 栄 彦
 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 甲斐市篠原字山宮司二二七七の一、二二七七の八及び二二七八の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市篠原二千五百三十一番地 畑秀明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番